



Title	規則の形骸化の発生プロセス : 不正のトライアングル理論に基づく検討
Author(s)	谷口, 勇仁; Taniguchi, Yujin
Citation	経済學研究, 67(1), 5-13
Issue Date	2017-06-13
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/66751
Type	departmental bulletin paper
File Information	3ES_67(1)_005.pdf



規則の形骸化の発生プロセス

—不正のトライアングル理論に基づく検討—

谷口 勇仁

1. はじめに

企業事故・不祥事¹⁾の発生原因については、倫理制度の不備、従業員の倫理意識の低下、倫理風土の欠如など多くの要因が指摘されている。その中で、実務家を中心にしばしば指摘される要因として「形骸化」があげられる。例えば、新聞記事を検索すると、企業事故・不祥事発生の要因に関する形骸化として、取締役会の形骸化、コーポレートガバナンスの形骸化、安全管理の形骸化、コンプライアンス体制の形骸化、チェック体制の形骸化、内部通報制度の形骸化などが指摘されている²⁾。

しかし、形骸化は事故や不祥事の要因かもしれないが、形骸化はその背景にある現場や組織要因によって形作られ引き起こされる。したがって、形骸化を不祥事の要因として指摘することは、企業事故・不祥事の分析の始まりであり、終わりではない。形骸化によって引き起こ

された事故の説明と同様に、形骸化がなぜ引き起こされたのかを詳細に検討することが必要なのである³⁾。それにもかかわらず、形骸化についての学術的な研究はほとんど見られず、手を付けられていない状態である⁴⁾。実務家にとってなじみ深い形骸化について、その発生プロセスや防止策を開発することは、企業事故・不祥事の防止に大いに役立つと考えられる。

そこで、本研究では、形骸化の対象として規則に焦点をあて、規則の形骸化の要因について試論的検討を行なうことを目的とする。具体的には、①規則の形骸化に影響を与える要因は何か、②その要因はどのように規則の形骸化に影響を与えるのか、という問いを設定する。そして、規則の形骸化の発生プロセスに、不正のトライアングル理論 (Fraud Triangle Theory) を適用し、分析を試みる。不正のトライアングル理論は、不正が発生するための要因を整理した分析枠組であり、規則の形骸化に不正のトライアングル理論を適用し検討することで、規則の形骸化の特徴を浮き彫りにすると考えられる。

以下、第2節において、規則の形骸化の内容と特徴について検討を行ない、規則の形骸化の

-
- 1) 企業事故と企業不祥事は同一概念ではない。企業事故は「通常は正しく遂行できるにもかかわらず、意図せずしてステイクホルダーにネガティブな影響を与える企業行動」を指し、企業不祥事は、「企業が自らの企業行動によって、社会的に批判を受け、責任を問われる事態」を指す (谷口：2012)。ただし、企業事故も企業不祥事も、形骸化がその原因として指摘されることが多いため、本稿では企業事故と企業不祥事を合わせて取り扱う。
 - 2) また、企業事故・不祥事とは直接関連はないが、組織の制度設計のポイントとしても形骸化を防止することが指摘されている。例えば、改善活動の形骸化の防止、マニュアルの形骸化の防止などである。

-
- 3) この考え方は、ヒューマンエラー研究においてしばしば主張されている「エラーは結果であり原因ではない」というアプローチを採用したものである (リーズン、1999；谷口、2009)。
 - 4) 形骸化に関連する先行研究としては、高城他 (2011) や島倉・田中 (2003) をあげることができる。

類型化を試みる。第3節では、規則の形骸化を検討する分析枠組として、不正のトライアングル理論をとりあげ、概観する。第4節では、不正のトライアングル理論を規則の形骸化に適用し、形骸化の要因について検討する。第5節では、むすびとして、本研究の結論と今後の課題について明らかにする。

2. 規則の形骸化の内容と特徴

(1) 規則の形骸化の2類型

一般的に形骸化とは、「当初の意義や内容が失われ、形ばかりのものになること」を意味する⁵⁾。形骸化している対象としては、法令だけでなく、業界や社内の制度・規定などが当てはまる。本研究ではこれらをまとめ、規則という用語で表す⁶⁾。したがって、本研究では、規則の形骸化を「法令および業界・社内の制度・規定が制定当初に想定していた機能を失うこと」と定義する。

この規則が制定当初の機能を発揮していない状態は以下の2つに分類可能である。

第1に、規則を遵守してはいるが形骸化していると判断される状態である。見かけ上は規則を遵守しているように見えるが、その規則が想定している機能は失われている。例えば、確認行為はしているものの、実際には確認していないような状況である。海保(2011)では、「指差し確認をした。してはいるんだけど、指を指しているだけで、頭の中では『今日の昼飯は、何を食おうかな』と考えている」状態を形骸化として記述している。このように規則を形式的に遵守している状態は、規則が機能していない

ため、形骸化と判断することができる。また、見かけ上は機能しているのか機能していないかの区別がつかないということは、具体的な動作を伴う業務ではなく、判断業務に関連する規則が相当すると考えられる。

第2に、従業員が規則そのものを遵守していない状態である。本来であれば、遵守しない規則が存在する場合、規則を制定した組織や、規則の遵守をチェックする人や組織に対して正式な手続きによって規則の変更や撤廃を申し出る必要がある。しかし、そのような規則の変更や撤廃を申し出ず、現場や当事者の判断によって暗黙に規則を遵守していない状態は、規則が機能していないため、形骸化と判断することができる。

したがって、本研究では、規則が形骸化している状態を、(1)規則を形式的に遵守しているため制定当初に想定されていた機能が失われている状態(規則の形式的な遵守)、(2)現場や当事者の判断によって、暗黙に規則を遵守していないため、制定当初に想定された機能が失われている状態(規則の暗黙的な不遵守)、の2つに分類する⁷⁾。作業点検の規則を例として、機能している規則と形骸化した規則(形式的に遵守されている規則と暗黙的に不遵守されている規則)の例を表1に整理する。

5) 新村編(2008)『広辞苑第6版』を参照。

6) 規則とは、「それに基づいて行為・手続きが行なわれるように定めた基準」であり、主に文章によって規定される。なお、形骸化する対象には、システムや体制なども含まれるが、これらも規則の集合体として解釈できる。

7) 規則の形式的な遵守と暗黙的な不遵守は必ずしも明確に区別できるわけではなく、規則をどのように記述するかに依存する。製品検査作業を例にあげれば、「製品不良が無いかどうか厳密にチェックすること」と決められている規則と、「製品不良が無いかどうか1つ1つ手に取ってチェックすること」と決められている規則を考えた場合、目視での製品検査作業は、前者では形式的な遵守となり、後者では暗黙的な不遵守となる。つまり、抽象的に記述されている規則であれば形式的な遵守の領域が広がり、詳細に記述されている規則であれば暗黙的な不遵守の領域が広がることになる。

表1 機能している規則と形骸化している規則の整理

状況		具体例：作業点検の規則
機能している規則	規則の遵守	部下の作業を厳密に点検した後、上司が押印
形骸化した規則	規則の形式的な遵守	部下の作業を点検せずに、上司が押印
	規則の暗黙的な不遵守	作業後に上司の印鑑を借りて部下が押印

このように規則の形骸化を2つに分類すると、機能している規則が形骸化するプロセスは、以下の4つのプロセスとして捉えることができる(図1)。第1に、「規則の遵守」の状態から「規則の形式的な遵守」の状態へと移行するプロセスである(図1の①)。これは、厳密に指差し確認をしている状態から、形式的に指差し確認をする状態への移行である。第2に、「規則の遵守」の状態から「規則の暗黙的な不遵守」の状態へと移行するプロセスである(図1の②)。これは、厳密に指差し確認をしている状態から、指差し確認を行わない状態への移行である。第3に、「規則の形式的な遵守」の状態から「規則の暗黙的な不遵守」の状態へと移行するプロセスである。これは、形式的に指差し確認している状態から、指差し確認を行わない状態への移行である(図1の③)。第4に、「規則の暗黙的な不遵守」の状態から「規則の形式的な遵守」の状態へと移行するプロセスである。これは、規則を遵守していない状態から形式的ではあるが規則を遵守している状態への移行である。この場合、監視体制の変更などの環境変化によって移行すると考えられる。したがって、規則の形骸化のプロセスは、①規則の遵守⇒規則の形式的な遵守、②規則の遵守⇒規則の暗黙的な不遵守、③規則の形式的な遵守⇒規則の暗

黙的な不遵守、④規則の暗黙的な不遵守⇒規則の形式的な遵守という4つの移行プロセスを検討する必要がある。

(2) 不正と規則の形骸化

さて、次節において不正のトライアングル理論を用いて、規則の形骸化に影響を与える要因の分析を試みるが、不正のトライアングル理論は不正を対象としており、規則の形骸化を分析対象としたものではない。したがって、分析の前に、不正のトライアングル理論が分析対象としている「不正」と「規則の形骸化」の相違点を確認する必要がある。

まず、不正のトライアングル理論の分析対象は不正であり、個人が引き起こす不正を分析対象としている⁸⁾。そのため、不正は特定個人と一体化しており、当該本人が退職すれば不正は無くなる。

8) 米国公認会計士協会、公認不正調査士協会、公認内部監査人協会が2008年に公開した「企業不正防止対策ガイド」においては、不正を、「他人を欺くことを目的とした意図的な作為(act)または不作為(omission)であり、結果として、損失を被る被害者が発生し、かつ(または)不正実行犯が利得を得るものである」と定義している(八田, 2012)。

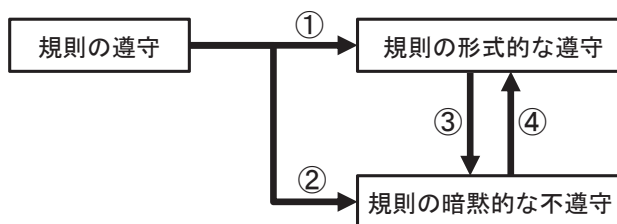
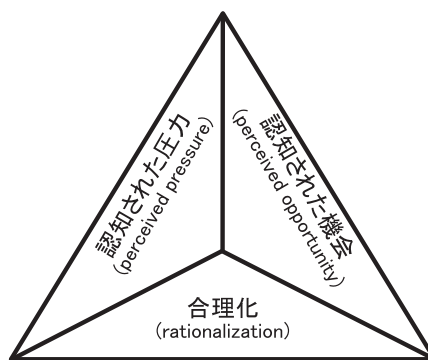


図1 規則の形骸化の4つのプロセス

他方、規則の形骸化は、規則を制定し、その規則が形骸化し、さらにその形骸化が組織の中で継続的に維持されることを指すため、複数の異なる主体を分析対象とする必要がある⁹⁾。第1に、規則を制定する主体である。これは、規則そのものを決定する主体を指す。第2に、規則の形骸化を引き起こす主体である。これは、機能していた規則を形骸化させることに関わった主体を指す。この主体は必ずしも個人とは限らず、複数の主体が関わっていることも考えられる。第3に、規則を監視する主体である。これは、規則が機能しているか否かを監視する主体を指す。第4に、規則の形骸化を維持する主体である。規則の形骸化を引き起こした主体のみならず、規則の形骸化した後に組織に所属し、規則の形骸化には直接関わってはいないが、規則の形骸化の維持に関わっている主体も含まれる。このように、規則の形骸化という現象には多くの主体がかかわっているが、不正のトライアングル理論で取り扱う対象は、不正を引き起こした個人を対象とした分析枠組である。したがって、今回の分析ではこの4つの主体の中で、形骸化を引き起こす主体に限定して分析を試みる¹⁰⁾。

3. 不正のトライアングル理論 (FTT)

本研究では、規則の形骸化を検討する先行研



出典：Albrecht (2014, p.1).

図2 不正のトライアングル

究の理論として、不正のトライアングル理論を用いる。不正のトライアングル理論は米国の犯罪学研究者である D. R. Cressey の研究を基にしている。Cressey (1953) では、米国の3つの刑務所に横領によって服役中の囚人 133 名のインタビュー調査に基づき、①他人と共有できない財務的問題を抱えていると認識し、②その問題は信頼を裏切ることによって密かに解決できることに気づき、③自らの行為を合理化できること、の3点が横領発生の条件であるという仮説を提示した (Cressey, 1953, p.30, Albrecht, 2014, p.2)。その後、この研究を基に Albrecht (1991) によって、不正のトライアングル¹¹⁾が提示された¹²⁾。

- 9) もちろん、規則を制定する主体と規制を監視する主体が同一であるというように、主体が重複している可能性も存在する。
- 10) このように規則の形骸化に関係している主体を分けると、規則の形骸化の発生原因は、①規則の制定主体、②規則の監視主体、③規則の形骸化を引き起こした主体、の相互作用によって発生するが、既に形骸化した規則を機能した状態に戻す場合には、規則の形骸化を維持する主体まで考慮する必要がある。したがって、規則の形骸化の発生原因を解明することは、今後の規則の形骸化を防止することを可能とするが、現在既に形骸化している規則を発見し、機能するように戻すこと、すなわち、脱形骸化させることはできないことには注意が必要である。

- 11) Albrecht は、不正の3要素をセミナーで説明している際に、受講者から燃焼の三角形 (fire triangle) との類似を指摘されたことにより、不正のトライアングルという用語を思いついたとしている。燃焼の三角形とは、燃焼に必要な3要素である燃料、酸素、熱を三角形として示したものである。消防士が消火作業をする際にこれら3つの要素のいずれかを取り除くことは、不正を防止するために3つの要素のいずれかを取り除く作業と類似している (Albrecht, 2014)。
- 12) 不正のトライアングル理論は、監査実務において国際的に広く受け入れられている (田中, 2014)。また、Wolf & Hermanson (2004) によって、不正のトライアングル理論に、実行可能性 (Capability) を加えた不正のダイヤモンド (fraud diamond) モデルも提唱されている。実行可能性の内容については、田中 (2014) の p.60 および注 21 を参照。

Albrecht (1991) によって提示された不正のトライアングルは、個人が不正にコミットする際の条件として、①認知された圧力、②認知された機会、③合理化、の3つを提示する(図2)。

第1に、認知された圧力は、一般的には不正を起こす動機として理解されている¹³⁾。認知されていることを強調する理由は、傍観者から見てそれほど圧力がかかっていないように見えても、本人が圧力を感じることで不正の動機になりうることを示している。圧力には、金銭的なものと非金銭的な圧力に分類できる。金銭的な圧力とは、個人的な金銭問題などであり、非金銭的な圧力とは、地位や名声に固執し、失敗できないという圧力などである。具体的な圧力の例としては、周囲に相談できない本人の抱える借金、家族の医療代、浪費癖などである。また、防止策としては、一人で問題を抱え込んでしまうことを防ぐために、財務カウンセリングの実施や上司の面談を定期的に行うことがあげられている。

第2に、認知された機会は、不適切な管理体制やチェック体制から、不正が露見する可能性が十分低いと認識することを指す。認知されていることを強調する理由は、認知された圧力と同様、傍観者から見て後で露見することが明らかであったとしても、不正が露見しない機会があると本人が判断することが重要であることを示している。具体的には、不十分な取引記録体制・不適切な権限体制(役割分担)といった組織的な監視体制の不備、鍵や監視カメラなどの物理的な監視体制の不備などがあげられている。監視体制は理論的には完璧なように見えても、現実の運営体制には抜け道がある場合が多い。現実の運営体制では、仕事の効率化が優先され、監視体制が後回しにされることも多い。そのため、監視体制の厳格化には限界が存在す

る。防止策としては、ホットラインの設置、罰則の厳格化などによって、当事者に抑止力を与えることがあげられている。

第3に、合理化は、不正を起こす前に、不正を起こすことを自らの価値と矛盾しないように正当化することを指す。不正が発生する前に、事前に合理化していることに気づくことは難しい。具体的な正当化の例としては、「私はこのお金を盗んだのではない、借りただけですぐ返すのだ」である(Albrecht, 1991)。その他には、「会社だって、この私の困窮具合を見たら理解してくれるはずだ」、「誰も傷つてはいない」、「結果を出すことは誠実さよりも優先される」、などがあげられている。合理化の防止策としては、従業員の教育と、誠実さを持った従業員を採用することがあげられている。

Albrecht (2014) では、不正のトライアングルを不正のみにとどまらず、学生のカンニング、スピード違反等の小規模な違反にまで適用範囲を広げられる可能性を示している。したがって、規則の形骸化の要因を検討する際の有効な視点を提供することが可能であると考えられるため、次節において、不正のトライアングルの3要素を規則の形骸化に適用し、検討を試みる。

4. 規則の形骸化への不正のトライアングル理論の適用

本節では、不正のトライアングル理論を規則の形骸化に適用し、不正のトライアングルの3つの要素と規則の形骸化の関係について検討を行なう。

(1) FTTの規則の形骸化への適用

①認知された圧力

認知された圧力は、不正のトライアングルの3要素の中で動機としての側面を示している。規則の形骸化でいえば、規則を遵守することが面倒という感覚を従業員が持つことである。基本的に、規則を遵守することは遵守しないこと

13) Albrecht (2014) では、認知された圧力、認知された機会、合理化、の3要素全てを「不正を起こす動機」として位置づけている。

と比較して、時間や手間がかかることが多い。したがって、全ての規則は多かれ少なかれ形骸化するきっかけを内包していると捉えることが可能である。そのなかでも特に、遵守するために手間や時間がとられるような規則は、形骸化する可能性が高くなると考えられる。

②認知された機会

認知された機会は、形骸化を可能にする監視体制の不備が相当するであろう。実際に規則を遵守しているか否かをチェックしなければ、従業員はその規則を遵守しなくても短期的には罰せられることはない¹⁴⁾。しかし、厳密なチェックが行われていた場合には、暗黙的な不遵守を選択することは難しい。したがって、認知された機会の有無、すなわち監視体制の厳しさは、規則の形骸化において、形式的な遵守と暗黙的な不遵守の選択に影響を与えると考えられる。具体的には、監視体制がゆるければ、規則を遵守しなくても問題ないため、暗黙的な不遵守が選択される。他方、監視体制が厳しければ、その監視体制を潜り抜けるような形式的な遵守が選択される¹⁵⁾。

形式的な遵守という選択肢が存在することを考慮すると、監視体制を厳しくしたところで、その監視体制を潜り抜けるような形式的な遵守という選択肢を採用すればよいことになるため、監視体制の厳格化によって規則の形骸化を防止することは困難となる。また、当初は形式的な遵守が選択されていたが、監視体制がそれほど厳しくないことに気づくなどによって機会を認識した場合、形式的な遵守から暗黙的な不遵守に移行することも考えられる。

③合理化

合理化は、規則の形骸化を自らの価値と矛盾しないように正当化することに対応する。規則

の中には、合理化が容易な規則と困難な規則が存在すると考えられる。そして、合理化できない規則は形骸化することも困難となる。したがって、合理化できる可能性が高まれば規則が形骸化する可能性も高まると考えられるため、合理化は3つの要因の中で規則が形骸化するか否かの決定要因として位置付けることできる¹⁶⁾。この合理化は大きく2つに分類することが可能である。

第1に、規則の機能に関連する合理化である。これは、そもそも規則が当初設定していた機能に意味がない、もしくは、規則が当初に設定した規則が果たす機能が現在意味を失っていると現場が判断することを指す。つまり、規則の遵守そのものが目的とする機能に意味が見いだせないから形骸化しても構わないと現場が判断を下すことである。具体的には、「この規則の意味(機能)が解らない」、「ここまで厳密に規則を遵守する必然性が無い」、のような正当化である。

第2に、規則の優先順位に関連する合理化である。これは、規則を遵守することの意味(機能)には一定の理解を示しているが、他に優先する課題があり、現実的に規則を遵守することが難しいため、規則が形骸化しても構わないという判断を下すことを指す。具体的には、「この規則を遵守していたら仕事ができない」「現場のことをわかっていない(この規則は現場の実態に適合していない)」のような正当化である。

また、この規則の形骸化に共通する前提を検討すると、形骸化する規則は、基本的に形骸化したとしても、そのデメリットがすぐさま顕在化しない規則に限定されることが指摘できる。自動車の運転を例にあげれば、スピード違反をしていたとしても、その違反がすぐさま交通事故を引き起こす可能性は比較的小さ

14) もちろん、規則を破ることによって不祥事等が発生した場合には、遡って罰せられる可能性が存在する。

15) この選択は、形式的な遵守が選択可能な規則に限定される。

16) ただ、合理化が形式的な遵守と暗黙的な不遵守のいずれにおいても成立していることは、形式的な遵守と暗黙的な不遵守の選択への影響は小さいことを意味している。

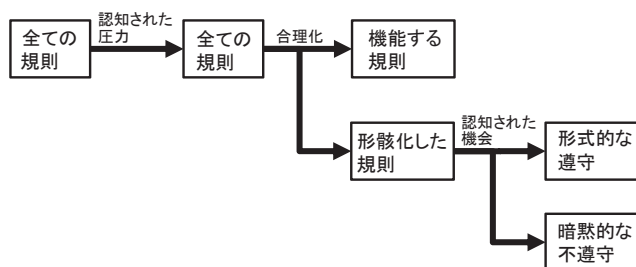


図3 規則の形骸化と3要因の関係

い。他方、信号無視の場合、その違反によって交通事故を引き起こす可能性は非常に大きい。このため、速度制限の規則は信号遵守の規則に比べて形骸化しやすいと考えることができる。このように、形骸化する規則は、機能をはたしていないことに対するデメリットが顕在化する可能性が小さい、もしくは遅いと判断できる規則である可能性が高い。したがって、現場において「この規則の機能が果たされなくても組織にデメリットを与える可能性は非常に小さい」という合理化が規則の形骸化の前提要因となると考えられる¹⁷⁾。

(2) 小括

本節では、不正のトライアングル理論を規則の形骸化という現象に適用し分析を試みた。分析の内容を要約すれば以下の通りである。まず、認知された圧力はどのような規則でも多かれ少なかれ存在する。したがって、規則が形骸化する要因としては動機としての役割を果たしはするが、特徴的な存在とは考えにくい。次に、認知された機会は形式的な遵守と暗黙的な不遵守のいずれをとるかに影響を与える。認知された機会が存在しなければ形式的な遵守を選択し、存在すれば暗黙的な不遵守を選択する可能性が

高まると考えられる。最後に、合理化できるか否かは、規則が形骸化するか否かを決定すると考えられる。

この3つの要因を規則が形骸化するプロセスに従って整理すると、図3のようにまとめることができる。まず、認知された圧力は、全ての規則に多かれ少なかれ内包する。次に、全ての規則の中で、形骸化を合理化しにくい規則は、形骸化せずに規則の機能を維持するが、合理化しやすい規則は形骸化することになる。そして、最後に、形骸化した規則の中で、認知された機会によって形骸化のパターンが選択される。すなわち、監視体制が厳しければ形式的な遵守が採用され、監視体制がゆるければ暗黙的な不遵守が選択されることになる。

不正のトライアングル理論では、認知された圧力、認知された機会、合理化、の3要素はそれぞれ不正の必要条件として位置づけることができた。他方、規則の形骸化を対象とした場合、3要素は圧力⇒合理化⇒機会というプロセスとして位置づけることができる。また、圧力は全ての規則に存在し、機会の有無は形骸化の類型を選択する要素となる。したがって、合理化のみが規則の形骸化の必要条件となる。

5. むすび

(1) 結論

本研究の目的は、規則の形骸化の原因について試論的検討を行なうことであり、具体的には、①規則の形骸化に影響を与える要因は何か、②

17) また、確認作業に関連する規則は、確認に至るまでのプロセスが想定通りに行われていることを前提とすれば、多くの場合確認をしなくても組織にデメリットを与える可能性が小さいと判断されやすいと考えられる。

その要因はどのように規則の形骸化に影響を与えるのか、という問いを設定した。この問いに答えるために、規則の形骸化を形式的な遵守と暗黙的な不遵守に分類し、不正のトライアングル理論を規則の形骸化という現象に適用し、分析を試みた。

分析の結果、以下の3点が明らかになった。第1に、認知された圧力は、全ての規則が内包しており、規則の形骸化の動機として位置づけられること、第2に、認知された機会は、規則の形骸化の2類型である形式的な遵守と暗黙的な不遵守の選択に影響する要因として位置づけられること、第3に、合理化は、規則が形骸化するか否かの決定要因として位置づけられること、である。また、現場において「この規則の機能が果たされなくても組織にデメリットを与える可能性は非常に小さい」という合理化が形骸化の前提要因である可能性も指摘した。

分析結果から導出される含意としては、規則の形骸化を防止するためには、規則に関する監視体制を厳格化するよりも、規則の機能を現場に周知し、合理化を困難にするほうが効果的である可能性を指摘したことである。

(2) 今後の課題

今後の課題は以下の3点である。

第1に、合理化の方法やパターンをより深く検討する必要がある。今回は、合理化のパターンを、機能に関連する合理化と優先順位に関連する合理化の2つに分類したが、これは試論的な検討であり、他の類型化も可能であると考えられる。したがって、今後、実際に形骸化した規則に対してどのような合理化が行なわれているのかをインタビュー調査などを基に検討する必要がある¹⁸⁾。特に、規則を遵守する際の不満を調査することによって、形骸化を合理化しや

すい規則と合理化しにくい規則の相違点を明らかにすることが可能になると考えられる。

第2に、不正のトライアングル理論以外のアプローチによる検討である。本稿では、規則の形骸化という現象を不正のトライアングル理論を適用して分析しているため、規則の形骸化に影響を与える要因として、認知された圧力、認知された機会、合理化という3要因を演繹的に設定した。したがって、規則の形骸化の決定要因が他に存在する可能性が残されており、規則の形骸化に影響を与える他の要因の探索を行なう必要がある。

また、不正のトライアングル理論は、従業員個人の視点から不正を行う条件を検討したものであるため、規則が形骸化するプロセスを個人の視点から捉えていると考えられる。他方、規則の形骸化のプロセスは、規制者と被規制者の関係として捉える分析も可能である。例えば、Vaughan (1990) は自律性と相互依存性という組織間の関係の特徴を用いて分析を行い、規制者側が被規制者側の活動を正確に把握することが困難であるため、規制者と被規制者の関係は、脅迫と制裁に基づく関係から交渉と妥協に基づく関係に移行していくと主張している。この議論は自律性を持った異なる組織同士を前提とした議論ではあるが、このような規則制定・監視者と規則遵守者という二者間の関係として規則の形骸化をとらえる視点も今後検討する必要がある。

第3に、従業員のルール違反行動 (rule-breaking behavior) を分析した研究から得られた知見を規則の形骸化に活用することである¹⁹⁾。従業員のルール違反行動の研究は、おおきく2つに分けることができる。第1に、従業員のルール違反行動の原因を探求する研究である。例えば、Sims (2002) は、従業員

18) 職場の規則の形骸化に影響を及ぼす要因を検討した研究としては、高城他 (2011) を参照。

19) Martin *et al.* (2013) では、ルール違反行動を、違反行動の論争性 (contentiousness) と違反行動の階層 (hierarchy) の軸によってルール違反行動を分類した類型を提示している。

のルール違反を広義の逸脱行動として捉え、Hirschi (1969) の提示する社会的コントロール理論を適用して分析を試みている²⁰⁾。第2に、従業員のルール違反行動の防止策を検証する研究である。例えば、Tyler & Blader (2005) では、従業員のルール違反行動を防止する組織体制に注目し、ルールを遵守させる組織体制として、外部からの力によって遵守する場合のメリットと遵守しない場合のデメリットを強調する指揮統制型 (command-and-control approach) と、従業員の組織のルールに従いたいという内発的な動機を活かす自主規制型 (self-regulatory approach) を提示し、自主規制型の有効性を実証している。このような、ルール違反行動の分析から得られた知見を、規則の形骸化に適用することによる検討も必要であろう。

謝辞: 本稿は、JSPS 基盤研究 (B) (課題番号 16H03651) にもとづいて推進している研究成果の一部である。

参考文献

- Albrecht, W. S. (1991) "Fraud in Government Entities: The Perpetrators and the Types of Fraud", *Government Finance Review*, pp.27-30.
- (2014) "Iconic Fraud Triangle Endures: Metaphor Diagram Helps Everybody Understand Fraud", *Fraud Magazine July/August*, pp.1-7.
- Cressy, D. R. (1953) *Other People's Money: Study in the Social Psychology of Embezzlement*, The Free Press.
- 八田進二編著 (2012) 『企業不正防止対策ガイド 新訂版』日本公認会計士協会出版局。
- Hirschi, T. (1969) *Causes of Delinquency*, University of California Press (森田洋司・清水新二監訳『非行の原因—家庭・学校・社会へのつながりを求めて—』, 文化書房博文社, 1995年)。
- 海保博之 (2011) 「個人の工夫で監査の形骸化を防ごう」『日経ドラッグインフォメーション premium』, 154, pp.28-30。
- Martin, A. W., Lopez, S. H., Roscigno, V. J., & Hodson, R. (2013) "Against the Rules: Synthesizing Types and Processes of Bureaucratic Rule-Breaking", *Academy of Management Review*, 38 (4), pp.550-574.
- Reason, J. (1997) *Managing the Risks of Organizational Accidents*, Ashgate Pub. (塩見弘監訳『組織事故—起こるべくして起こる事故からの脱出—』日科技連, 1999)。
- 島倉大輔・田中健次 (2003) 「人間による防護の多重化の有効性」『品質』33 (3), pp. 104-112。
- Sims, R. L. (2002) "Ethical Rule Breaking by Employees: A Test of Social Bonding Theory", *Journal of Business Ethics*, 40, pp.101-109.
- Tyler, T. R., & Blader, S. L. (2005) "Can Business Effectively Regulate Employee Conduct? : The Antecedents of Rule Following in Work Settings", *Academy of Management Journal*, 48 (6), pp.1143-1158.
- 高城美穂・福井宏和・松井裕子 (2011) 「職場のルール形骸化に影響を及ぼす要因の検討」『Journal of the Institute of Nuclear Safety System』18, pp.2-13。
- 田中智徳 (2014) 「不正の現状と不正対策の新たな視点—不正のトライアングル理論の再検討—」『月刊監査研究』40 (12), pp.54-69。
- 谷口勇仁 (2009) 「企業事故研究におけるヒューマンエラー研究の構図と課題」『経済学研究』(北海道大学) 58 (4), pp.261-270。
- (2012) 『企業事故の発生メカニズム—手続きの神話化が事故を引き起こす—』白桃書房。
- Vaughan, D. (1990) "Autonomy, Interdependence, and Social Control: NASA and the Space Shuttle Challenger", *Administrative Science Quarterly*, 35 (2), pp.225-257.
- Wolfe, D. & Hermanson, D. R. (2004) "The Fraud Diamond: Considering four elements of fraud" *The CPA Journal*, 74 (12), pp.38-42.
- 20) Sims (2002) では、社会的つながりを構成する4つの要素 (愛着, コミットメント, 巻き込み, 規範観念) のうち, 愛着, コミットメント, 巻き込み, の3要素を分析し, 愛着と巻き込みがルール違反行動の減少に影響を与えていることを明らかにしている。